|  |  |
| --- | --- |
| 日本国憲法ワークシート　０５  　　第３章[その３･第30－40条] | 年　　　組　　　番 |

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

第30条【納税の義務】国民は，法律の定めるところにより，(　１　)の義務を負ふ。

第31条【法定の手続の保障】も，法律の定める(　２　)によらなければ，その生命しくは自由をはれ，はその他の(　３　)を科せられない。

第32条【裁判を受ける権利】も，(　４　)所において(　４　)を受ける権利をはれない。

第33条【の要件】も，(　５　)犯として逮捕される場合を除いては，権限を有する(　６　)が発し，つ理由となつてゐる犯罪を明示する(　７　)によらなければ，逮捕されない。

第34条【・の要件，不法拘禁に対する保障】も，理由を直ちに告げられ，つ，直ちに(　８　)にする権利を与へられなければ，抑留は拘禁されない。又，何人も，(　９　)な理由がなければ，拘禁されず，要求があれば，その理由は，直ちに本人及びその(　８　)の出席する(　10　)ので示されなければならない。

第35条【住居の】

1. も，その住居，書類及び所持品について，侵入，及び(　11　)を受けることのない権利は，第(　12　)条の場合を除いては，(　９　)な理由にいて発せられ，つ捜索する場所及び(　11　)する物を明示する(　７　)がなければ，侵されない。
2. 捜索は(　11　)は，権限を有する(　６　)が発する各別の(　７　)により，これを行ふ。

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

第36条【及びの禁止】公務員による(　13　)及び残虐な(　14　)は，絶対にこれを禁ずる。

第37条【の権利】

1. すべて刑事事件においては，(　15　)は，公平な裁判所のな(　16　)を受ける権利を有する。
2. 刑事(　15　)は，すべての証人に対して(　17　)する機会をに与へられ，，(　18　)で自己のために強制的により証人を求める権利を有する。
3. 刑事(　15　)は，いかなる場合にも，資格を有する(　19　)をすることができる。(　15　)が自らこれを依頼することができないときは，(　20　)でこれをする。

第38条【自己に不利益な供述，自白の能力】

1. も，自己に不利益な(　21　)を強要されない。
2. 強制，しくはによる(　22　)は不当に長く若しくはされた後の(　22　)は，これを(　23　)とすることができない。
3. 何人も，自己に(　24　)なの(　23　)が本人の(　22　)である場合には，(　25　)とされ，又はを科せられない。

第39条【の禁止・一事不再理】も，実行の時に(　26　)であつたはに(　27　)とされた行為については，上の責任を問はれない。又，(　28　)の犯罪について，重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条【】も，はされた後，(　27　)の裁判を受けたときは，法律の定めるところにより，(　29　)にその(　30　)を求めることができる。